

令和4年度

仙台市産業廃棄物処理指導実施計画

令和4年4月

仙台市環境局

目 次

	Page
◆ 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の位置づけについて	P1
◆ 「令和4年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」について	P1
◆ 令和4年度の重点項目	P1
1 発生抑制の推進	P2
2 資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進	P4
3 適正処理の確保	P6

◆「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」の位置づけについて

- 「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」は、「仙台市環境基本条例」及び同条例に基づく「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の趣旨に沿って策定した「仙台市産業廃棄物処理指導方針」により、毎年度策定する単年度の実施計画です。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき宮城県が策定している、仙台市域も含めた県の廃棄物処理計画である「宮城県循環型社会形成推進計画」の内容も踏まえています。

◆「令和4年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」について

- 今年度実施計画においては、引き続き、不適正処理及び不法投棄の早期発見、早期対応に取り組みます。また、排出事業者及び産業廃棄物処理事業者への立入指導を継続し、産業廃棄物の適正処理の確保を図ります。
- 令和4年度の立入指導については、令和3年度同様、新型コロナウイルス感染症に対する配慮及びPCB廃棄物の期限内処理指導への集中対応を考慮した目標を設定します。
- 今年度の実施状況については、年度末に達成度の評価を行い、翌年度の計画の目標設定に反映します。また、評価の結果については、本市ホームページ等で公表します。

◆令和4年度の重点項目

○PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成28年5月改正）が定める高濃度PCB廃棄物の処分期間のうち、変圧器・コンデンサーの期間は令和4年（2022年）3月31日で終了しましたが、安定器の期間は令和5年（2023年）3月31日と近づいています。引き続き、事業用建築物所有者への調査を実施するなど、関係機関と連携して、PCB廃棄物を保管する事業者等への期限内処理の指導を重点的に推進します。

方針ごとの主な取り組みは次のとおりです。

1 発生抑制の推進

基本的施策	具体的施策
(1) 排出事業者指導	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底 多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導
(2) 普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者向けPRの実施 市民向けPRの実施

(1) 排出事業者指導

- 令和4年度の排出事業者指導については、令和3年度同様、新型コロナウイルス感染症に対する配慮及びPCB廃棄物の期限内処理指導への集中対応を考慮した目標を設定します。
- 多量排出事業者（前年度に1,000 t以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上）を発生させた事業場を設置している事業者）に対し、産業廃棄物処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務の周知徹底を図ります。また、提出された報告書をもとに、適正に処理されているかを確認します。報告等の内容は本市ホームページで公表します。
- 立入検査の実施が難しい場合には、新規該当や排出量が増加した事業者に対し、訪問に代え、電話聞き取り等で指導を行います。

・多量排出事業者に対する指導	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
立入検査・指導等件数	10件	10件	10件	11件
産業廃棄物処理計画及び実施状況の提出率	100%	100%	100%	100%

（令和3年度処理計画提出件数130件）

- 多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導に関しては、市の清掃工場における展開検査結果を踏まえた事業系一般廃棄物担当係と連携した立入検査のほか、一般廃棄物処理施設（市の清掃工場）で産業廃棄物排出事業者への搬入禁止等の指導について実施を見込んでいます。
- なお、令和3年度の立入検査等については、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら行い、59件を実施しました。

・多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
立入検査・指導等件数	随時、通年	59件	69件	128件
内、病院等への立入検査・指導等件数	随時、通年	2件	0件	29件
事業系一般廃棄物の立入検査・指導等の際に併せて指導等した件数	随時、通年	15件	528件	1,062件
一般廃棄物処理施設（市の清掃工場）において行う産業廃棄物排出事業者に対する指導	随時、通年	21回	20回	105回

(2) 普及・啓発

○排出事業者向け産業廃棄物セミナーの実施等を通じ、排出事業者の適正処理の確保に努めます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に関する社会情勢を考慮し、令和2年度に引き続きセミナーの開催は見送りましたが、業界団体主催の研修に講師を派遣する等して啓発を行いました。

令和4年度は感染症の終息状況を踏まえながら、セミナー実施を目標に事業を進めていきます。

○本市ホームページのほか、出前講座やラジオ放送等を行うことにより、事業者及び市民に向けPRを行います。

・排出事業者向けPR	目標	実績		
	4年度	3年度	2年度	元年度
産業廃棄物セミナーの実施	実施	未実施	未実施	実施

・市民向けPR	目標	実績		
	4年度	3年度	2年度	元年度
ホームページによる周知	随時更新	実施	実施	実施
出前講座の実施	随時	2回	2回	5回
ラジオ放送の実施	実施	実施	実施	実施

2 資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進

基本的施策	具体的施策
(1) 排出事業者指導	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者の処理計画作成及び実施状況報告義務等の周知徹底 多量排出事業者以外の排出事業者に対する指導
(2) 建設リサイクル法への対応	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化実施の周知徹底 実施状況の把握 石綿含有産業廃棄物の適正処理に関する指導
(3) 自動車リサイクル法への対応	<ul style="list-style-type: none"> 引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可事務 使用済自動車の解体施設設置に関する指導 情報管理センターからの報告受理及び事業者に対する指導 関連事業者に対する報告の徴収、立入検査・指導等
(4) 実績管理	<ul style="list-style-type: none"> 資源化・減量化率の目標の設定 資源化・減量化率の実績の把握

(1) 排出事業者指導

- 「1 (1) 排出事業者指導」に同じ。
- グリーン購入等について情報提供に努めます。

(2) 建設リサイクル法への対応

- 建設リサイクル法により再資源化が義務付けられている、特定建設資材廃棄物が発生する一定規模以上の解体等の工事について、各区街並み形成課から情報提供を受けるなど、関連機関と連携して対応します。
- 各区街並み形成課と合同で行う全国一斉パトロール、産廃Gメンを中心とした単独のパトロールによる立入検査・指導等を行い、再資源化義務等の周知徹底を図ります。
- 令和4年度の立入検査等に関しては、大手事業者には適正処理の周知が進んできていることから、過年度に引き続き、中小事業者等を中心に実施します。また、これまでの指導結果等を踏まえ、適正処理の監視が必要な事業者等を重点的な対象とします。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症に関する社会情勢を考慮したことに加え、PCB廃棄物に関する実地調査を優先したため、積極的なパトロールの実施は見送りました。令和4年度の立入検査・指導等についても、感染症に配慮しながら随時実施します。

・建設リサイクル法への対応	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
立入検査・指導等件数	随時、通年	1件	15件	182件

(3) 自動車リサイクル法への対応

○法令遵守を確認するため、関連事業者に対し、使用済自動車等の引取り若しくは引渡し又は再資源化の実施の状況に関し、必要に応じて報告を求め、また、事務所等への立入検査・指導等を行います。

・自動車リサイクル法への対応	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
立入検査・指導等件数	50件(※)	37件	43件	66件

(※ 本市許可業者 22 社に対する立入目標値)

(4) 実績管理

○資源化・減量化率については、全体（全種類の合計）及び特定建設資材廃棄物となる下記2種類について、年度毎に目標を立てて指導を行います。前々年度目標達成されなかった種類については、引き続きその達成に向けて建設リサイクル法に基づく立入調査の際などに指導を行います。

・仙台市域の資源化又は減量化した率(※1)	目標 4年度	実績推定値(※2)		
		2年度	元年度	30年度
全体（全種類の合計）	98%	97.9%	97.6%	97.2%
内、がれき類	99%	99.3%	99.3%	99.1%
内、木くず	98%	97.3%	98.4%	96.8%

(※1 「総発生量（有価物量＋排出量）」に対する「資源化量＋減量化量」の率)

(※2 「宮城県産業廃棄物等実態調査報告書」の推定値から算定、2年度実績データが最新)

3 適正処理の確保

基本的施策	具体的施策
(1) 排出事業者指導	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、処理基準、特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の周知徹底 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底 ・自己処理用許可施設の構造基準、維持管理基準、産業廃棄物処理責任者設置等の周知徹底と事業場外保管届出等の周知徹底 ・処理実績の把握 ・帳簿の備え付けを要する事業者への対応
(2) 収集運搬業者指導 (市内59社)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理基準等の周知徹底 ・収集運搬実績の把握（収集運搬実績報告書提出の周知徹底） ・収集運搬業者に係る優良産廃処理業者認定制度
(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導 (市内95社)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底 ・焼却施設（自己処理用含む）に適用されるダイオキシン類に係る基準の周知徹底 ・処分実績の把握（処分実績報告書提出の周知徹底） ・処分業者に係る優良産廃処理業者認定制度 ・廃棄物処理施設に係る定期検査
(4) 処理施設の管理に関する指導 (市内103社)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設充足状況の把握 ・県との協議及び協力 ・市民の理解の涵養 ・熱回収施設設置者の認定
(5) PCB特別措置法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の保管状況届出義務等の周知徹底 ・PCB廃棄物の保管基準等の周知徹底 ・未確認事業所の把握
(6) フロン回収破壊法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種フロン類回収業者の登録事務 ・第二種フロン類回収量の報告義務の周知徹底 ・第二種フロン類の適正処理の周知徹底
(7) 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正等の周知 ・処理業者情報の公表
(8) 不適正処理への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理体制の構築 ・即応体制の確保 ・未然防止及び再発防止 ・関係機関との連携

(1) 排出事業者指導

- 令和4年度の排出事業者指導については、新型コロナウイルス感染症に対する配慮及びPCB廃棄物の期限内処理指導への集中対応を考慮した目標を設定します。
- 立入検査・指導等により、委託基準や産業廃棄物管理票の使用及び各種届出提出等の周知徹底を行います。
- 多量排出事業者に関しては、提出された産業廃棄物処理計画実施状況報告書をもとに、適正に処理されているかを確認し、立入検査・指導等を行います。
- 多量排出事業者以外の排出事業者の立入検査等に関しては、事業系一般廃棄物担当係と連携して実施し、各業種の排出状況の把握・指導に取り組みます。
- 市の清掃工場に設置した展開検査装置による検査結果を踏まえた排出事業者指導を推進します。
- 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査等に関しては、適正処理の周知が進んできていることから、主に中小事業者・新規参入事業者を対象に実施します。
- 建設工事に伴い排出された産業廃棄物の事業場外保管にかかる届出制度について、引き続き制度の周知とともに立入検査・指導等を行います。

・排出事業者への指導	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
多量排出事業者に対する立入検査・指導等件数 (※)	10件	10件	10件	11件
多量排出事業者以外の排出事業者に対する立入検査・指導等件数 (※)	随時、通年	59件	69件	128件
内、病院等への立入検査・指導等件数 (※)	随時、通年	2件	0件	29件
事業系一般廃棄物の立入検査・指導等の際に併せて指導等した件数 (※)	随時、通年	15件	528件	1062件
廃石綿等の排出事業者（飛散性アスベスト排出事業者）に対する立入検査・指導等件数	随時、通年	5回	11件	15件
事業場外で保管する産業廃棄物の届出制度に関する指導件数	随時、通年	届出なし	届出なし	届出なし

(※ 再掲)

- 自己処理用許可施設の構造・維持管理基準等について、事前協議での審査において周知徹底します。さらに、各種報告書等の提出を周知徹底することにより、産業廃棄物の処理実績の把握に努めます。

・自己処理用許可施設の構造・維持管理基準等の周知徹底	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
事前協議	随時、通年	申請なし	1件	申請なし

・処理実績の把握	目標 4年度	実績		
		3年度	元年度	30年度
産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出のホームページ等による周知	実施	実施	実施	実施
多量排出事業者の処理計画に係る実施状況報告書の提出率	100%	100%	100%	100%
自己処理施設処理実績報告書の提出率	100%	100%	100%	100%

(2) 収集運搬業者指導

- 必要に応じて立入検査・指導等の体制を強化し、処理基準等の周知徹底を図ります。今年度は、引き続き許可更新の時期が近い事業者や積替え保管を行う事業者を中心に実施します。
- 市長の許可を受けて収集運搬業を行っている業者については、許可権者としてその活動状況等を把握する必要があるため、廃掃法の規定に基づき、市の規則により義務付けた報告書の提出を周知徹底することにより、収集運搬実績の把握に努めます。

・収集運搬業者への指導	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
立入検査・指導等件数	10件(※)	13件	11件	16件
収集運搬業処理実績報告書の提出率	100%	100%	100%	96%

(※ 本市許可業者 59 社のうち、本市内に事業場を有する 38 社に対する立入目標値)

(3) 処分（中間処理及び最終処分）業者指導

- 必要に応じて立入検査・指導等の体制を強化し、施設の構造基準、維持管理基準、処理基準等の周知徹底を図ります。また、処分実績報告書提出の周知徹底により、実績の把握に努めます。
- 令和3年度は、法令・指導要綱に基づき、随時立入調査により帳簿類のチェックや放流水の検査等を行い、適正処理を指導した結果、概ね適正に処理されていることを確認しました。令和4年度も、引き続き法令・指導要綱の周知徹底を図ります。
- 立入検査等の目標件数は、令和3年度目標と同程度として実施します。また、監視用ドローンを活用し、普段立ち入れない箇所への監視を強化したり、定点観測による状況把握に努めます。
- ダイオキシン類対策特別措置法において、特定施設に該当する産業廃棄物焼却施設等を設置する事業者に対し、適宜立入検査を実施し、構造基準及び維持管理基準の厳守を徹底します。
- ダイオキシン類濃度測定への立会及び行政測定を実施し、排出基準の厳守を徹底します。

・処分業者への指導	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
立入検査・指導等件数	300件(※)	311件	295件	312件
処分実績報告書の提出率	100%	100%	100%	100%
ダイオキシン類濃度行政測定件数	6件	6件	6件	6件
ダイオキシン類濃度自主測定立会件数	6件	6件	6件	7件

(※ 本市許可業者 95 社に対する立入目標値)

(4) 処理施設の管理に関する指導

○市内の産業廃棄物処理施設（対象103社）の処理能力及び残存容量の把握に努めます。

・施設充足状況の把握等	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
処理能力及び残存容量の把握率	100%	100%	100%	100%

(5) PCB特別措置法への対応

○高濃度PCB廃棄物の処分期間は、変圧器・コンデンサーが令和4年（2022年）3月31日で終了しましたが、安定器は令和5年（2023年）3月31日と近づいています。引き続き、関係機関と連携して、PCB廃棄物を保管する事業者等への期限内処理の指導を重点的に推進します。

○PCB廃棄物等を保管する事業者は、毎年度、保管及び処分の状況に関して自治体への届出が義務付けられていることから、その周知徹底を図り、把握した内容を期限内処理の指導に活かします。

○期限内処理を推進するため、平成27年度に自家用電気工作物設置者（計6,435件）を対象とするアンケート調査を開始し、そのフォローアップを含めると、令和3年度までに延べ11,293件に対し、継続的な調査を実施してきました。

○処分期間が終了した高濃度PCB廃棄物の変圧器、コンデンサーが発見された場合には、国等と連携しつつ、速やかな処理を指導し、必要に応じて改善命令及び行政代執行を実施します。

○また、照明器具の安定器については、令和元年度に昭和52年3月以前建築の事業用建物の所有者（計7,703件）を対象とするアンケート調査を開始し、そのフォローアップを含めると、令和3年度までに延べ14,099件に対し、継続的な調査を実施してきました。

○未回答の事業者に対しては、令和3年度末に最終通知（国のマニュアルに基づくもの）を送付しましたが、PCB廃棄物の確実な処理完了のため、令和4年度も引き続き調査等を実施します。

・PCB特別措置法への対応	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
PCB保管状況届出（前年度分）の提出率	100%	100%	100%	100%
PCB保管状況届出事業者への立入検査・指導等件数（委託含む）	50件 （※1）	14件	108件	128件
PCB保管状況届出事業場数に対する全量処理済事業場数率（前年度分）（※2）	80%	74%	72%	68%
PCB使用・保管事業者掘り起こしのための立入検査・指導等件数（委託含む）	980件	3,120件	5,182件	489件
主催セミナー、協力セミナーなどで早期処理の促進を講話・説明等した件数	随時、通年	2件	1件	2件

（※1 令和3年度にて高濃度の変圧器・コンデンサーは処分期間終了のため、安定器について処分手続きが進まない事業者を対象とします）

（※2 高濃度・低濃度を問わず、各年度の前年度末時点における「届出済みの事業場数累計」に対する「全量処理済みの事業場数累計」の率）

(6) フロン回収破壊法への対応

○第二種フロン類の回収、保管状況について、報告書提出の通知を行い、報告の周知徹底を図ります。

・フロン回収破壊法への対応	目標 4年度	実績(※1)		
		3年度	2年度	元年度
第二種フロン類回収及び保管状況の提出率	100%(※2)	100%	100%	100%

(※1 実績は廃業等を除く)

(※2 対象1社に対する目標値)

(7) 広報活動

○廃掃法その他の関係法令や条例等の改正が行われた場合には、随時本市ホームページで周知します。

○令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことから、本市ホームページで周知します。

○処理業者の名簿、優良認定業者、行政処分の実施状況、多量排出者の減量等計画等について、本市ホームページ等を活用し随時公表します。

○廃棄物処理業に係る新型コロナウイルス感染症対策について、必要な情報提供を行います。

・本市ホームページ等による広報活動	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
法改正等の公表	実施	随時公表	随時公表	随時公表
処理業者名簿の公表	実施	更新1回	更新1回	更新1回
優良認定業者の公表	実施	実施	実施	実施
行政処分の公表	実施	処分なし	処分なし	処分なし

(8) 不適正処理への対応

○産廃110番の設置により一般廃棄物、産業廃棄物を問わず情報収集を行い、不適正処理の早期発見、早期対応を進めます。

○現職警察官を配置し、警察との連携をとりながら、悪質な事例に対しては告発も視野に入れて、廃掃法に基づく改善命令等の行政処分を厳格に行うほか、再発のおそれのある事業者については、継続的に監視を行います。

○市内中心部において飲食店等の事業者が産業廃棄物を適正に排出するよう、商店街等と連携しながら周知及び指導を行います。

○産廃Gメンによる監視パトロール、民間委託による休日パトロールの実施、スカイパトロールの実施、宮城県との共同による不法投棄の防止を呼びかけるラジオスポット放送、監視カメラ及び告知看板の設置を実施し、不法投棄等の監視を継続します。

○監視カメラの記録映像により不法投棄者の検挙につながった事例もあり、今後も機種等を精査し既存カメラの更新を行います。また、引き続き監視カメラ設置告知看板等を作成・設置・更新し、

効果的な監視カメラの運用を図ります。

○前年度の実績について、民間委託休日等パトロールは予算内で実施したところ、目標実施回数（100回）に達しませんでした。また、スカイパトロールは悪天候のため実施できない日がありました。

・不適正処理への対応	目標 4年度	実績		
		3年度	2年度	元年度
不法投棄等対応件数	随時、通年	244件	225件	302件
現職警察官配置	1名	1名	1名	1名
産廃Gメン配置	7名	7名	7名	7名
産廃Gメン監視パトロールの実施	随時、通年	253回	243回	241回
民間委託休日等パトロールの実施回数	85回	84回	84回	130回
スカイパトロール実施回数	6回	5回	5回	5回
ラジオスポット放送	実施	8月中旬～11 月下旬(※)	7月下旬～ 10月上旬	7月下旬～ 10月上旬
監視カメラ台数	17台	17台	17台	16台
監視カメラ設置告知看板作製	50枚	60枚	50枚	55枚

(※ AM1局・FM1局にて、宮城県の不法投棄防止強化月間である9月、10月にほぼ毎日、合計150回放送。1回20秒のCM、3パターンで実施。)

【策定履歴】

- 平成 9年度 仙台市環境基本条例及び同条例に基づく仙台市環境基本計画に基づき、仙台市産業廃棄物処理指導計画を策定（5か年計画、平成9～13年度）
- 平成14年度 第二次仙台市産業廃棄物処理指導計画を策定（5か年計画、平成14～18年度）
- 平成19年度 仙台市産業廃棄物処理指導計画を改め、仙台市産業廃棄物処理指導方針（法改正等に応じて随時策定）及び仙台市産業廃棄物処理指導実施計画（毎年度策定）を策定

令和4年度 仙台市産業廃棄物処理指導実施計画

仙台市 環境局 廃棄物事業部 事業ごみ減量課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12

二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）2階

電話： 022-214-8235 FAX： 022-214-8356

E-mail： kan007230@city.sendai.jp

※この冊子は再生紙を使用しています。